

令和7(2025)年度第2回栃木県地域公共交通活性化協議会
生活交通対策部会
(書面協議)

【協議事項】

- ・栃木県生活バス路線の指定について

『会議資料』

【協議事項関係】

- ・資料1 令和8(2026)年度生活バス路線の指定について
- ・資料2-1 路線指定申請書(関東自動車株式会社)
- ・資料2-2 路線指定申請書(ジェイアールバス関東株式会社)
- ・資料2-3 路線指定申請書(日光交通株式会社)
- ・参考1 栃木県バス運行対策費補助金交付要領
- ・参考2 栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

令和8(2026)年度生活バス路線の指定について

1 概要

県内乗合バス事業者が、路線バスの運行に係る県の補助金（栃木県バス運行対策費補助金、栃木県生活バス路線維持費補助金）を受けるためには、各補助金の交付要領に基づく「生活バス路線の指定」が必要であることから、本部会においてその内容について協議するもの。

2 生活交通バス路線(令和8(2026)年度運行分)の申請の概要 ※詳細は別途申請書を参照願います

事業者名	運行 系統数
関東自動車株式会社	55
ジェイアールバス関東株式会社	3
日光交通株式会社	3
合計	61

(補足) 県及び関係市町では、生活交通対策部会設置要綱第5条第1項第2号の規定に基づき、上記すべての運行系統の内容を確認した上で、本件申請のあった運行系統については、「地域住民の生活に必要な系統であること」、「関係市町と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されること」に異論がないことを確認済みです。

3 参考(生活バス路線として指定を受けるための要件(栃木県バス運行対策費補助金交付要領第2条、栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領第2条))

ア 次のいずれにも該当しないもの

(ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）

(イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統

(ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統

イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統

ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統

エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの

第1号様式(第3条関係)

6 関 営 第 9 0 号
令和 7 年 7 月 1 6 日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県宇都宮市築瀬4丁目25番5
関 東 自 動 車 株 式 会 社
代 表 取 締 役 吉 田 元
責 任 者 路 線 バ ス 部 長 福 島 崇 文
担 当 者 路 線 バ ス 部 富 泽 恭 德
連 絡 先 0 2 8 - 6 3 4 - 8 1 3 3

令和 8 年度生活バス路線指定申請書

令和 8 年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする路線の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画									
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)	実車走行キロ(km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点										
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	宇都宮駅西口	徳次郎	日光東照宮	宇都宮市 日光市		39.10	288	883.0	(2.4)	69,050.6	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	112人/日
第2号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	宇都宮駅西口	篠井タウン	日光東照宮	宇都宮市 日光市		41.10	361	873.5	(2.4)	71,801.7	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	124人/日
第3号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	宇都宮駅西口	篠井タウン	JR日光駅	宇都宮市 日光市		38.80	123	123.0	(0.3)	9,554.8	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	11人/日
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅西口	徳次郎	JR日光駅	宇都宮市 日光市		36.80	123	148.0	(0.4)	10,887.8	JR宇都宮駅・東武宇都宮駅 JR今市駅・JR日光駅 東武日光駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	15人/日
第5号	宇都宮駅・今市車庫	宇都宮駅西口	徳次郎	今市車庫	宇都宮市 日光市		31.40	365	1002.5	(2.7)	62,957.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	143人/日
第6号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	宇都宮駅西口	篠井タウン	今市車庫	宇都宮市 日光市		33.40	365	1518.0	(4.2)	101,402.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR今市駅・日光市営バス 宇都宮市地域内交通	あり	174人/日
第7号	宇都宮駅・船生	宇都宮駅西口	徳次郎	船生	宇都宮市 日光市・塩谷町		30.90	365	2351.0	(6.4)	145,291.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	307人/日
第8号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	宇都宮駅西口	荒針	鹿沼営業所	宇都宮市 鹿沼市		20.10	361	2344.5	(6.4)	94,248.9	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 JR鹿沼駅 鹿沼市営バス	あり	271人/日
第9号	宇都宮駅・運転免許センター・榎木車庫	宇都宮駅西口	運転免許C	榎木車庫	宇都宮市 鹿沼市		21.30	365	1748.0	(4.8)	74,464.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 榎木駅 鹿沼市営バス	あり	171人/日
第10号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	石橋駅	おもちゃのまち駅	獨協医大病院前	下野市 壬生町		7.70	361	2642.0	(7.2)	40,686.8	JR石橋駅 東武おもちゃのまち駅	あり	71人/日
第11号	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所	田原	今里	宇都宮市		22.80	365	2166.5	(5.9)	98,792.4	JR宇都宮駅東武宇都宮駅作新学院	あり	266人/日
第12号	駒生営業所・塩谷町役場	駒生営業所	今里	塩谷町役場	宇都宮市 塩谷町		36.00	365	1928.5	(5.3)	138,852.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	284人/日
第13号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所	田原小学校	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		20.90	365	1001.0	(2.7)	41,841.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	106人/日
第14号	駒生営業所・健康の森・田原・グリンタウン	駒生営業所	健康の森	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		21.70	238	238.0	(0.7)	10,329.2	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	31人/日
第15号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	駒生営業所	屋板運動場	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町		22.60	365	1957.5	(5.4)	88,479.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	259人/日
第16号	石橋駅・真岡営業所	石橋駅	上三川車庫	真岡営業所	下野市・上三川町 真岡市		18.50	365	3206.0	(8.8)	118,660.9	JR石橋駅 真岡駅 真岡市コミュニティバス	あり	168人/日
第17号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	宇都宮東武	ベルモール	真岡営業所	宇都宮市 真岡市		27.20	365	3732.0	(10.2)	203,020.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市コミュニティバス・真岡駅	あり	435人/日
第18号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	宇都宮東武	橋場	真岡営業所	宇都宮市 芳賀町・真岡市		31.30	361	1273.0	(3.5)	79,689.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 真岡市コミュニティバス・真岡駅	あり	133人/日
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	宇都宮東武	ベルモール	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町		32.60	365	3096.0	(8.5)	201,859.2	JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 七井駅 益子駅	あり	365人/日
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	氏家駅前	喜連川	馬頭車庫	さくら市 那須烏山市・那珂川町		31.50	365	1936.0	(5.3)	121,968.0	JR氏家駅 さくら市スマート交通 那珂川町コミュニティバス	あり	47人/日
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅東口	倉骨	馬頭車庫	那須塩原市 大田原市・那珂川町		31.60	365	2143.0	(5.9)	135,437.6	JR西那須野駅 大田原市営バス 那珂川町コミュニティバス 那須塩原市地域バス	あり	202人/日
第22号	西那須野駅・五峰の湯	西那須野駅東口	福祉大	五峰の湯	那須塩原市 大田原市		23.20	365	1723.0	(4.7)	79,947.2	JR西那須野駅 大田原市営バス 那須塩原市地域バス	あり	144人/日
第23号	大田原市役所・五峰の湯	大田原市役所	福祉大	五峰の湯	大田原市		22.50	361	1928.0	(5.3)	86,760.0	黒羽高校 国際医療福祉大学	あり	108人/日
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	那須塩原駅西口	黒磯駅	那須湯本温泉	那須塩原市 那須町		24.40	365	5126.0	(14.0)	250,148.8	JR那須原駅 JR黒磯駅 那須町民バス 那須塩原市地域バス	あり	296人/日
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅東口	上野団地	岡本駅西口	宇都宮市		8.90	365	7798.0	(21.4)	138,804.4	JR宇都宮駅 JR岡本駅	あり	411人/日
第26号	宇都宮駅・石那田	宇都宮駅西口	徳次郎	石那田	宇都宮市		17.10	365	1934.0	(5.3)	66,142.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	179人/日
第27号	宇都宮駅・榆木車庫	宇都宮駅西口	上石川	榆木車庫	宇都宮市 鹿沼市		16.70	365	929.5	(2.5)	31,045.3	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 東武榆木駅 鹿沼市営バス	あり	76人/日
第28号	宇都宮駅・石橋駅	宇都宮駅西口	一里	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町		16.00	365	3038.5	(8.3)	97,232.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 雀宮駅 石橋駅	あり	332人/日
第29号	宇都宮駅・文教・石橋駅	宇都宮駅西口	文教	石橋駅	宇都宮市 下野市・上三川町		16.70	361	1428.5	(3.9)	47,711.9	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 雀宮駅 石橋駅	あり	148人/日
第30号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	駒生営業所	上宝井	宇都宮グリーンタウン	宇都宮市		23.00	365	1010.0	(2.8)	46,460.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	159人/日
第31号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	駒生営業所	インターパーク	上三川車庫前	宇都宮市 上三川町		26.90	361	443.5	(1.2)	23,860.3	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	44人/日
第32号	駒生営業所・本郷台西汗	駒生営業所	東高校	本郷台西汗	宇都宮市 上三川町		21.60	361	1637.5	(4.5)	70,798.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 雀宮駅 石橋駅	あり	260人/日
第33号	宝木団地・白沢河原	宝木団地	前原	白沢河原	宇都宮市		17.40	365	2439.5	(6.7)	84,894.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	343人/日
第34号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	宝木団地	奈坪台中央	白沢河原	宇都宮市		18.70	365	962.0	(2.6)	35,978.8	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 作新学院	あり	135人/日
第35号	宇都宮駅・六道・西川田東	宇都宮駅西口	六道	西川田東(江曽島)	宇都宮市		8.70	365	2416.0	(6.6)	42,038.4	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	196人/日
第36号	宇都宮駅・今宮・スポーツゾーン・雀宮駅	宇都宮駅西口	旭陵	雀宮駅	宇都宮市		10.30	361	1202.0	(3.3)	24,869.5	JR宇都宮駅 JR雀宮駅	あり	46人/日
第37号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	宇都宮駅西口	六道	総合運動公園西	宇都宮市		9.00	365	2660.5	(7.3)	48,160.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	187人/日
第38号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	宇都宮駅西口</												

申請番号	指定を受けようとする路線の概要				指定を受けようとする路線の運行計画										
	運行系統名	運行系統			当該系統が経由する市町村	主な利用者及び運行目的	キロ程(km)	運行日数(日)	運行回数(1往復1回)		実車走行キロ(km)	単一市町村内運行の場合の広域的な移動需要への対応状況	他の公共交通とのネットワーク状況	需要への対応	具体的な数値目標
		起点	主な経由地	終点					(8.6)	50,770.8					
第41号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	雀宮駅	さつき団地	西川田駅東口	宇都宮市		8.10	365	3134.0	(8.6)	50,770.8	JR雀宮駅 東武西川田駅	雀宮駅 西川田駅 宇都宮市地域内交通	あり	91人/日
第42号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.80	288	1365.0	(3.7)	15,288.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市役所・栃木県庁	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	82人/日
第43号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環線	宇都宮駅西口	いづも通り	宇都宮駅西口	宇都宮市		2.70	50	25.0	(0.1)	270.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅 宇都宮市役所・栃木県庁	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	1人/日
第44号	宇都宮東武・益子駅前	宇都宮東武	東高橋	益子駅前	宇都宮市・芳賀町 市貝町・益子町		31.00	365	1154.0	(3.2)	71,548.0		JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通 七井駅 益子駅	あり	147人/日
第45号	宇都宮東武・星の杜	宇都宮東武	宇都宮大学	星の杜中学校・高等学校	宇都宮市		11.10	288	933.0	(2.6)	20,712.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	68人/日
第46号	西原車庫・宇大前・ベルモール	西原車庫	宇都宮大学	ベルモール	宇都宮市		8.50	365	1644.0	(4.5)	27,948.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	あり	1人/日
第47号	西那須野駅・大田原中学校	西那須野駅東口	トコトコ大田原	大田原中学校前	那須塩原市 大田原市		6.80	288	933.0	(2.6)	12,688.8		JR西那須野駅 大田原市営バス	あり	24人/日
第48号	西那須野駅・黒羽郵便局	西那須野駅東口	福祉大	黒羽郵便局前	那須塩原市 大田原市		15.50	365	1528.5	(4.2)	47,383.5		JR西那須野駅 大田原市営バス	あり	68人/日
第49号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	西那須野駅東口	那須赤十字	五峰の湯	那須塩原市 大田原市		28.00	238	238.0	(0.7)	13,328.0		JR西那須野駅 大田原市営バス	あり	12人/日
第50号	西那須野駅・福祉大	西那須野駅東口	トコトコ大田原	国際医療福祉大学前	那須塩原市 大田原市		9.60	361	1793.0	(4.9)	34,425.6		JR西那須野駅 大田原市営バス	あり	95人/日
第51号	那須塩原駅・板室温泉	那須塩原駅西口	戸田	板室温泉	那須塩原市 那須町		26.30	365	1368.0	(3.7)	71,956.8	那須塩原駅 黒磯駅	那須塩原駅 黒磯駅 那須塩原市営バス	あり	42人/日
第52号	宇都宮駅東口・ミツトヨ營業C・宇都宮駅東口	宇都宮駅東口	平松本町	宇都宮駅東口	宇都宮市		10.60	288	576.0	(1.6)	6,105.6	JR宇都宮駅	JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	12人/日
第53号	宇都宮東武・越戸・平出工業団地	宇都宮東武	越戸	平出工業団地	宇都宮市		7.00	365	1984.5	(5.4)	27,783.0	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	104人/日
第54号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	宇都宮東武	越戸	柳田車庫	宇都宮市		8.80	365	2486.0	(6.8)	43,753.6	JR宇都宮駅 東武宇都宮駅	東武宇都宮駅 JR宇都宮駅 宇都宮市地域内交通	あり	135人/日
第55号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口・和久	宇都宮駅東口	岡本駅西口	和久	宇都宮市		11.70	361	361.0	(1.0)	8,447.4	JR宇都宮駅 岡本駅	JR宇都宮駅 岡本駅 宇都宮市地域内交通	あり	33人/日

【主な利用者及び運行目的】

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第1号	宇都宮駅・日光東照宮	
第2号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第3号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	
第4号	宇都宮駅・JR日光駅	
第5号	宇都宮駅・今市車庫	1. 日光街道沿線に住まう宇都宮・日光両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・日光市立今市第三小学校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第6号	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	
第7号	宇都宮駅・船生	1. 日光街道・船生街道沿線に住まう宇都宮市民・日光市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため
第8号	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所	1. 大谷街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立鹿沼東高校までの通学のため
第9号	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	1. 榆木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 運転免許センター来訪者のため
第10号	石橋駅・おもちゃのまち駅・獨協医大病院線	1. 石橋駅・おもちゃのまち駅から獨協医科大学への通院・来訪者のため 2. 羽生田上蒲生線沿線住民の石橋駅・おもちゃのまち駅までの通勤・通学のため
第11号	駒生営業所・田原・今里	1. 玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第12号	駒生営業所・塩谷町役場	1. 玉生街道沿線に住まう宇都宮市民・塩谷町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮商業高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第13号	駒生営業所・田原・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第14号	駒生営業所・健康の森・田原・グリンタウン	
第15号	駒生営業所・屋板・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第16号	石橋駅・真岡営業所	1. 下野市・真岡市に住まう市民の真岡市街地区及び石橋駅への通勤通学のため
第17号	宇都宮東武・ベルモール・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第18号	宇都宮東武・橋場・真岡営業所	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 真岡市内への通勤通学のため
第19号	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため 3. ベルモールへの来訪者のため
第20号	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	1. 氏家駅へのアクセスのため 2. さくら清修高校・馬頭高校への通学のため
第21号	西那須野駅・馬頭車庫	1. 那珂川町内から西那須野駅へのアクセスのため 2. 馬頭高校・大田原女子高校への通学のため
第22号	西那須野駅・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため
第23号	大田原市役所・五峰の湯	1. 大田原市内中心部から国際医療福祉大学・黒羽高校への通学のため 2. 大田原市内中心部への通勤通学・買い物のため
第24号	那須塩原駅・那須湯本温泉	1. 那須街道沿線住民の黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 観光二次交通のため
第25号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため
第26号	宇都宮駅・石那田	1. 日光街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 3. 宇都宮市内の国立病院機構栃木医療センター・宇都宮第一病院及び宇都宮市内中心部の病院までの通院のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立富屋特別支援学校までの通学のため
第27号	宇都宮駅・楡木車庫	1. 榆木街道沿線に住まう宇都宮・鹿沼両市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第28号	宇都宮駅・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第29号	宇都宮駅・文教・石橋駅	1. 石橋・雀宮地区からの市街地への通勤・通学のため 2. 宇都宮市内中心部及び石橋駅から石橋総合病院への通院のため
第30号	駒生営業所・宝井・グリーンタウン	1. 宇都宮グリーンタウン及び玉生街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・県立宇都宮北高校・宇都宮市立豊郷中央小学校・田原小学校（特に、宝井地区）までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため

申請番号	運行系統名	主な利用者・運行目的
第31号	駒生営業所・インターパーク・上三川車庫	1. 上三川街道沿線に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅駅までの通勤・通学・買物のため 2. セントラルクリニック及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 宇都宮市・上三川町からインターパークへの来訪者のため
第32号	駒生営業所・本郷台西汗	1. 蓼沼街道沿線及び本郷台団地に住まう宇都宮市民・上三川町民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校・宇都宮東高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第33号	宝木団地・白沢河原	1. 白沢街道沿線に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第34号	宝木団地・奈坪台・白沢河原	1. 白沢街道沿線及び奈坪台団地に住まう市民の宇都宮市街地または沿線鉄道駅駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第35号	宇都宮駅・六道・西川田東	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第36号	宇都宮駅・今宮・スポーツゾーン・雀宮駅	1. 今宮地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅・雀宮駅への通勤・通学・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第37号	宇都宮駅・六道・総合運動公園西	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. 栃木県総合運動公園への来訪者のため
第38号	宇都宮駅・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第39号	宇都宮駅・西塙田・宝木団地	1. 若草・戸祭地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・通学・買物のため 2. 国立病院機構栃木医療センター及び宇都宮市内中心部の病院への通院のため 3. とちぎ福祉プラザ等の沿線公共施設への来訪者のため
第40号	石橋駅・真岡女子校・真岡営業所	1. 下野市・真岡市に住まう市民の真岡市街地区及び石橋駅への通勤通学のため 2. 真岡女子高校への通学のため
第41号	雀宮駅・さつき団地・西川田駅東口	1. さつき団地に住まう市民の雀宮駅及び西川田駅への通勤・買物のため 2. 沿線の地域医療機構うつのみや病院または雀宮駅・西川田駅から鉄道に乗り換え、他エリアの病院への通院のため
第42号	宇都宮駅・シンボルロード・県庁・宇都宮市内循環線	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学のため 2. 県庁・市役所の来訪者のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第43号	宇都宮駅・シンボルロード・宇都宮市内循環線	
第44号	宇都宮東武・益子駅前	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 益子町内への通勤通学及び来訪者のため
第45号	宇都宮東武・星の杜	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. 宇都宮大学への通学のため 3. 星の杜中学校・高等学校への通学のため
第46号	西原車庫・宇大前・ベルモール	1. 宇都宮市内中心部への通勤通学及び買い物のため 2. ベルモールへの来訪者のため
第47号	西那須野駅・大田原中学校	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第48号	西那須野駅・黒羽郵便局	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第49号	西那須野駅・赤十字・五峰の湯	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため 3. 那須赤十字病院への通院のため
第50号	西那須野駅・福祉大	1. 西那須野駅から大田原市内への通勤・通学のため 2. 大田原市内からの西那須野駅へのアクセスのため
第51号	那須塩原駅・板室温泉	1. 戸田・青木付近からの黒磯駅・那須塩原駅へのアクセスのため 2. 板室温泉利用者のため
第52号	宇都宮駅東口・ミツトヨ営業C・宇都宮駅東口	1. 東峰・御団地地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため
第53号	宇都宮東武・越戸・平出工業団地	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第54号	宇都宮東武・越戸・柳田車庫	1. 鬼怒通り沿線及び越戸地区に住まう市民の宇都宮市街地またはJR宇都宮駅までの通勤・買物のため 2. 宇都宮市内中心部の高校までの通学のため 3. 宇都宮市内中心部の病院への通院のため
第55号	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口・和久	1. 岡本・和久地区から宇都宮市中心市街地への通勤・通学のため

第1号様式(第3条関係)

J R 関営第183号
令和7年7月10日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び ジェイアールバス関東株式会社
代表者名 代表取締役社長 小塙 隆一

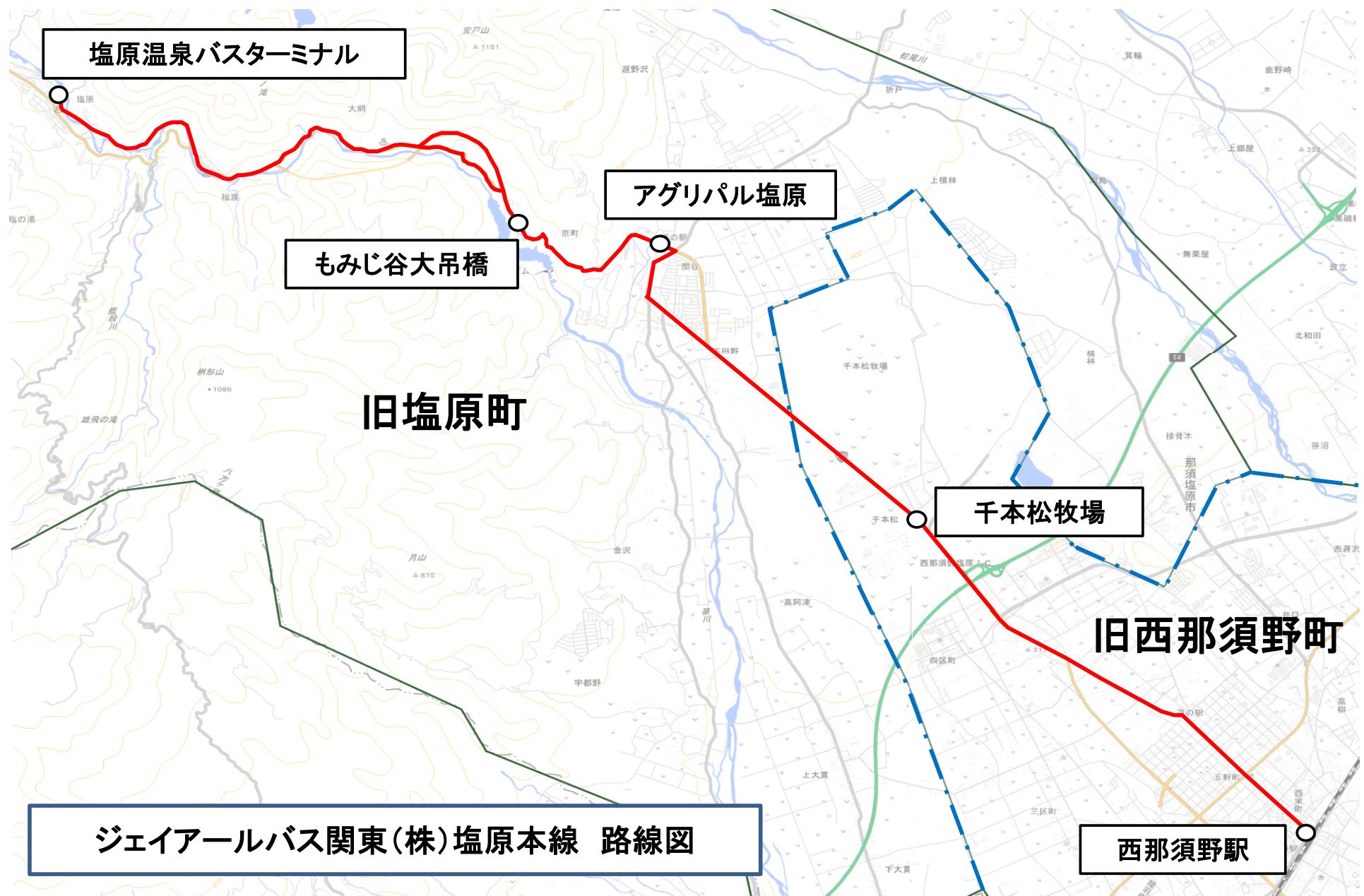
令和8年度生活バス路線指定申請書

令和8年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

別紙



【塩原本線乗降調査表】

往路

実施日 2024年6月11日(火)

復路

支路

第1号様式(第3条関係)

J R 関営第183号の2
令和7年7月10日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び ジェイアールバス関東株式会社
代表者名 代表取締役社長 小塙 隆一

令和8年度生活バス路線指定申請書

令和8年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

別紙



申請番号	運行系統
_____	第1号 芳賀町工業団地管理センター前～花王前～市塙駅
_____	第2号 清原地区市民センター前～花王前～市塙駅

【花王線乗降調査表】★芳賀町工業団地管理センター前発着
往路 

実施日 2024年6月14日(金)

復路

【花王線乗降調査表】★清原地区市民センター前発着 往路

社員番号	便番	区分	清原地区市民センター前	清原工業団地東	水室中の島	東中の島	和泉	和泉二ユータウン	梨の木原	芳賀長島	延生地蔵前	上赤羽	花王前	上の原緑地公園	上根	市貝温泉入口	荒宿	荒宿横町	小貝口	西古宿	市塙駅入口	市塙駅	計	
35	3501	乗	9																					9
		降																						9
	3503	乗	18																					18
		降																						18
	3505	乗	6																					6
		降																						6
	3507	乗	2																					2
		降																						2
	3509	乗	6																					6
		降				2		2							1	1								6
	3511	乗	1												1									1
		降																						1
	3513	乗	1																					1
		降																						1
	3515	乗																	1					1
		降																		1				1
	3517	乗	1												1									1
		降																						1
計		乗	44																					45
		降				2		3			1	1	1	34	1				1					1

復路

第1号様式(第3条関係)

日ダ補第2502号
令和7年 7月18日

栃木県知事 福田 富一 様

名称及び 日光交通株式会社
代表者名 取締役社長 渡辺 剛志

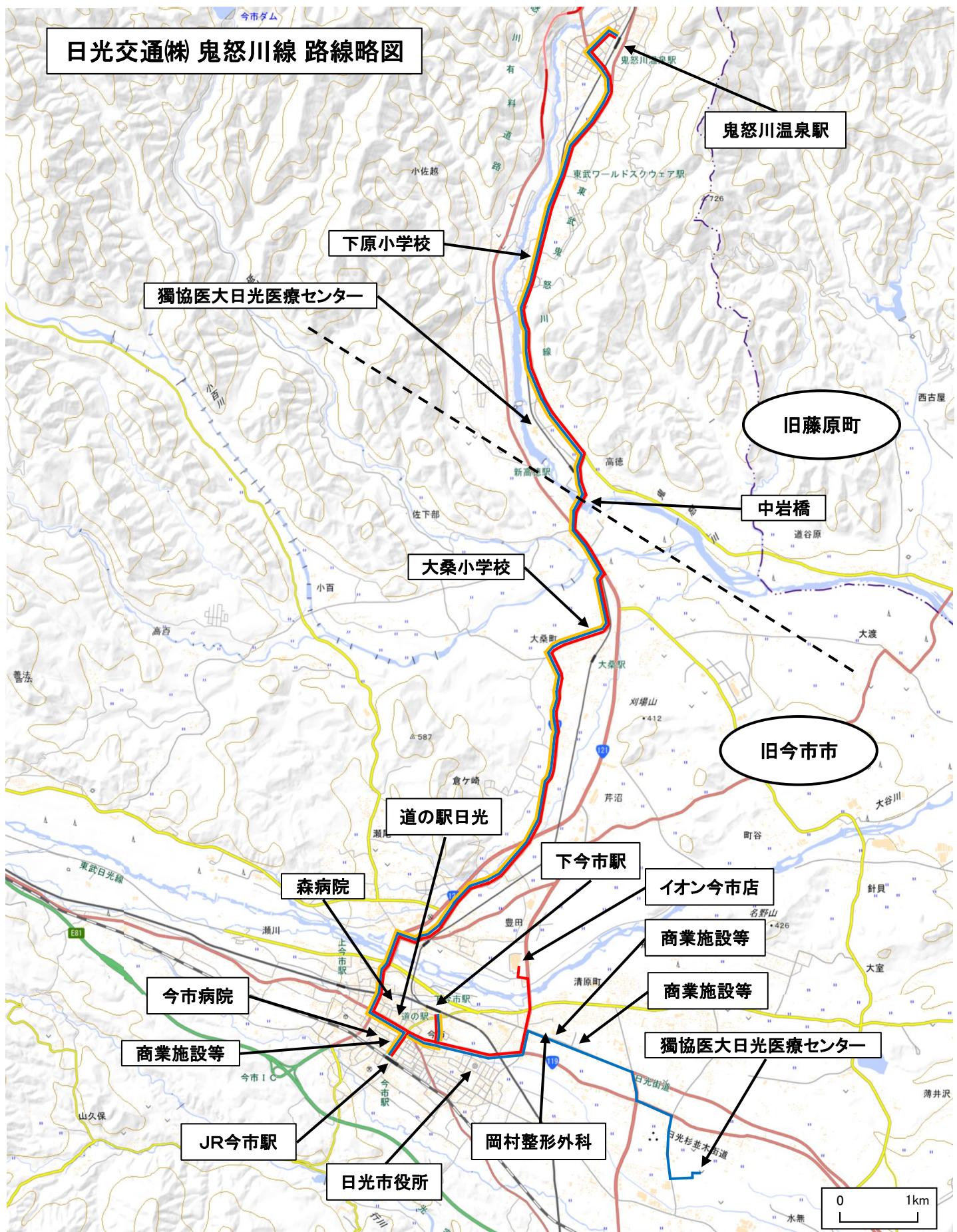
令和8(2026)年度生活バス路線指定申請書

令和8(2026)年度生活バス路線の指定を関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

(関係書類)

- 1 別紙 (指定を受けようとする系統の概要及び運行計画)
- 2 乗降調査結果表

別紙



【主 系 統】 < 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 ~ イオン今市 >

8.2回 17.5km

【みなし系統】 < 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 ~ 獨協医大日光医療センター > 1.6回 19.9km 重複区間 17.5km (88%)

【みなし系統】 < 鬼怒川温泉駅 ~ 下今市駅 > 1.0回 15.1km 重複区間 15.1km (100%)

運行時刻表

2023.1.4～

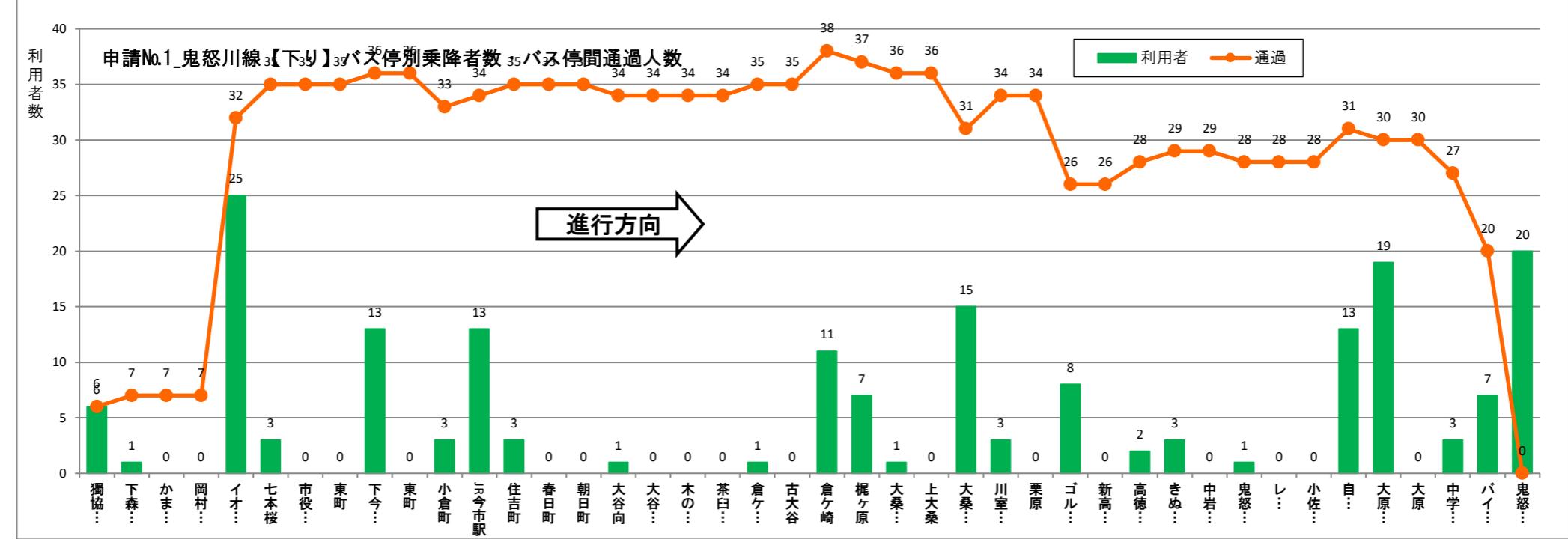
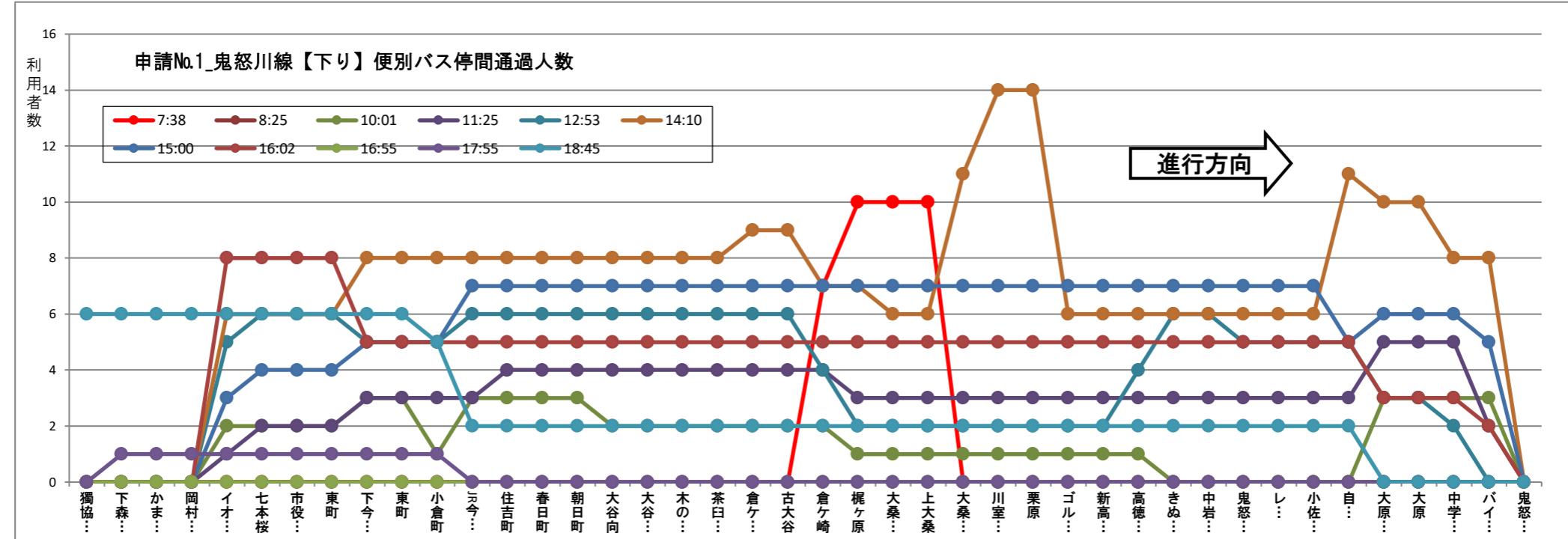
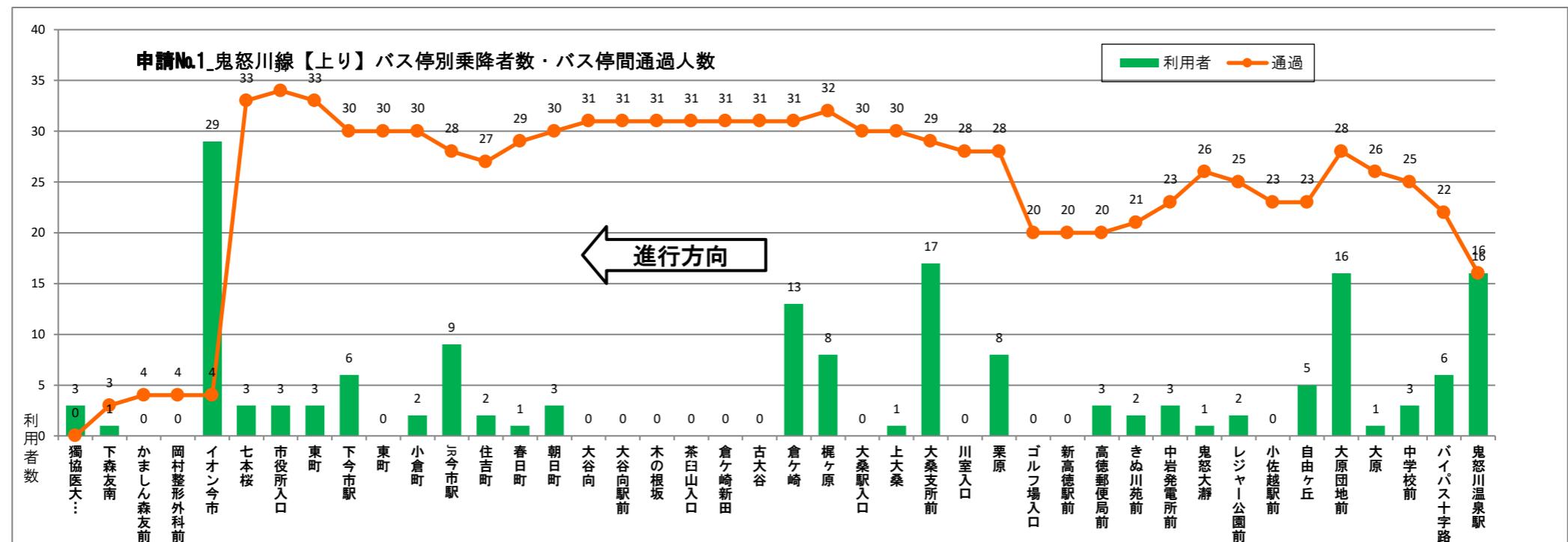
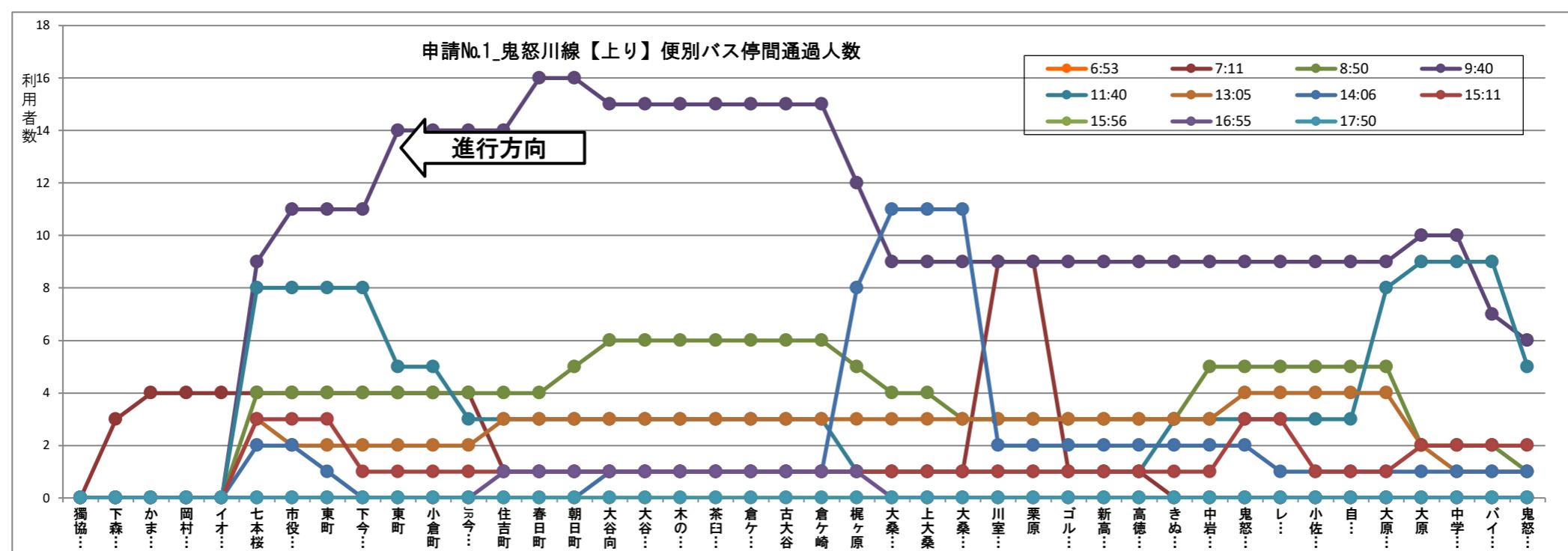
鬼怒川温泉駅～下今市駅		
鬼怒川温泉駅 発	時刻	下今市駅 発
▲ 53	6	
	7	▲ 38
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
◎ 日曜・祝日 運休 ▲ 年末年始(12/30～1/3) 運休		

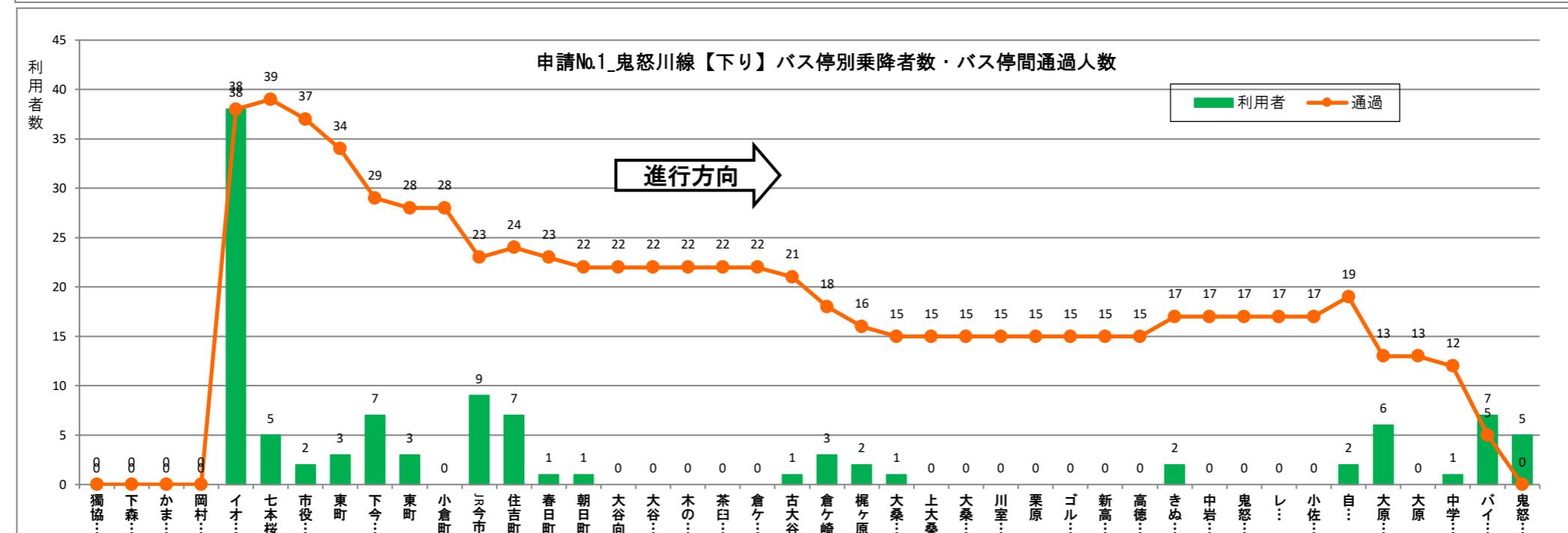
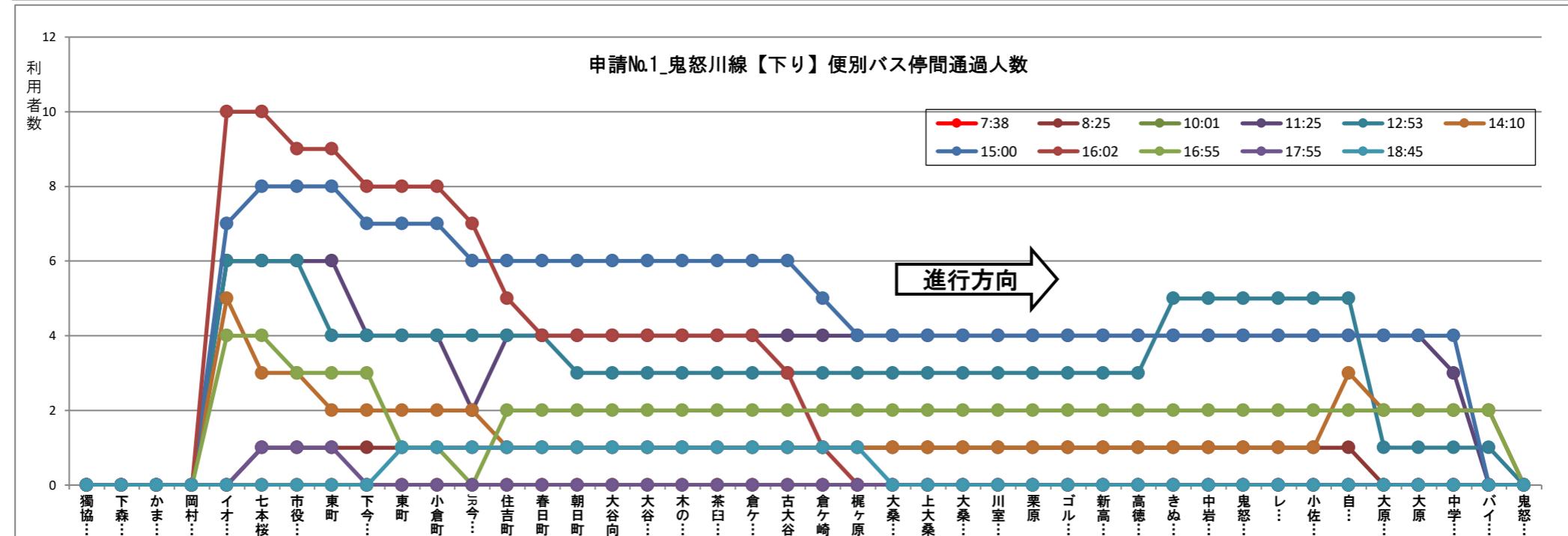
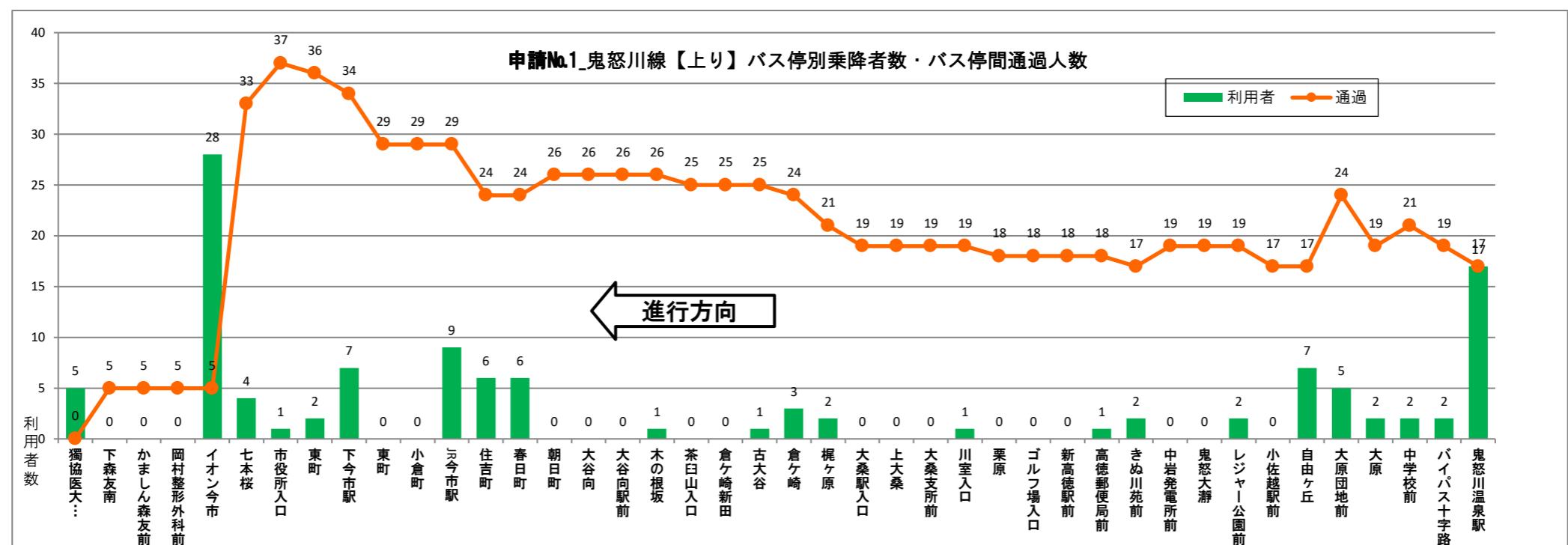
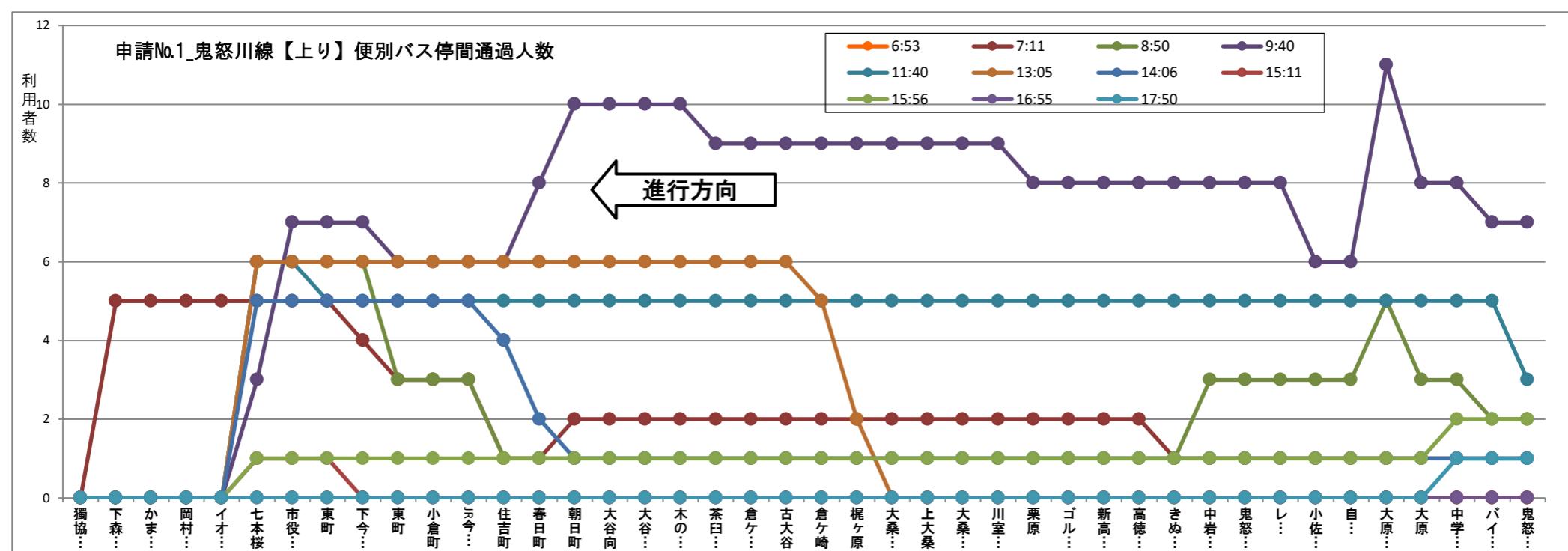
2023.1.4～

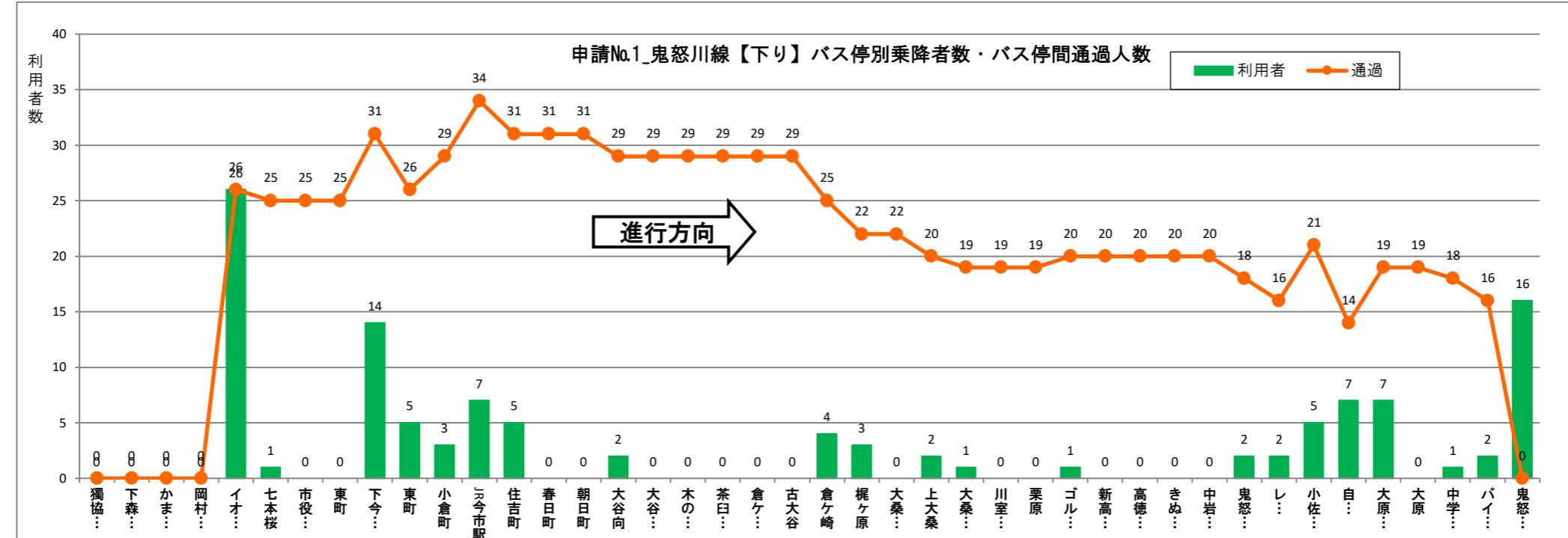
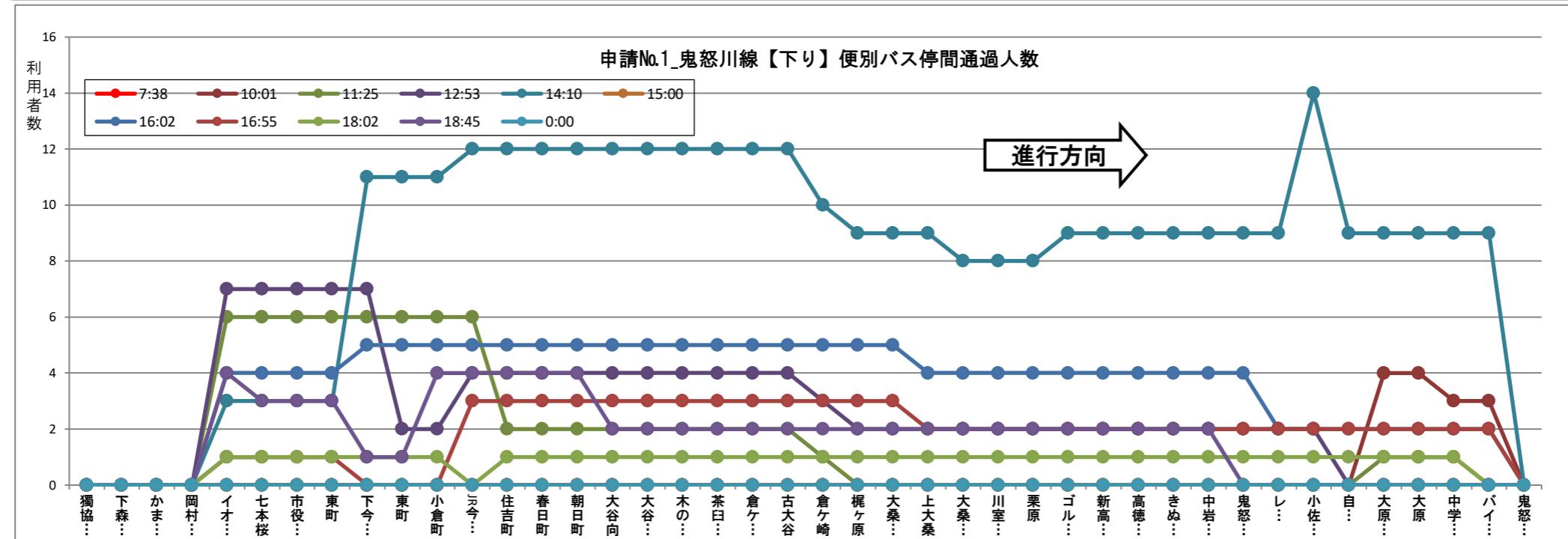
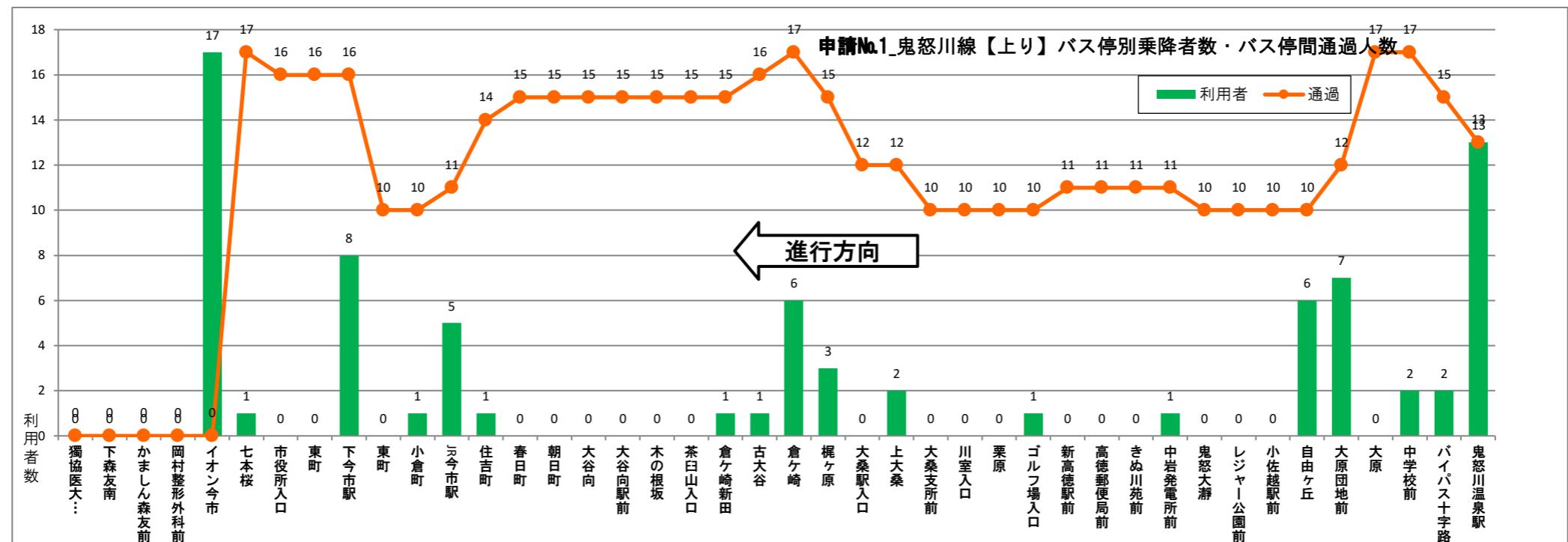
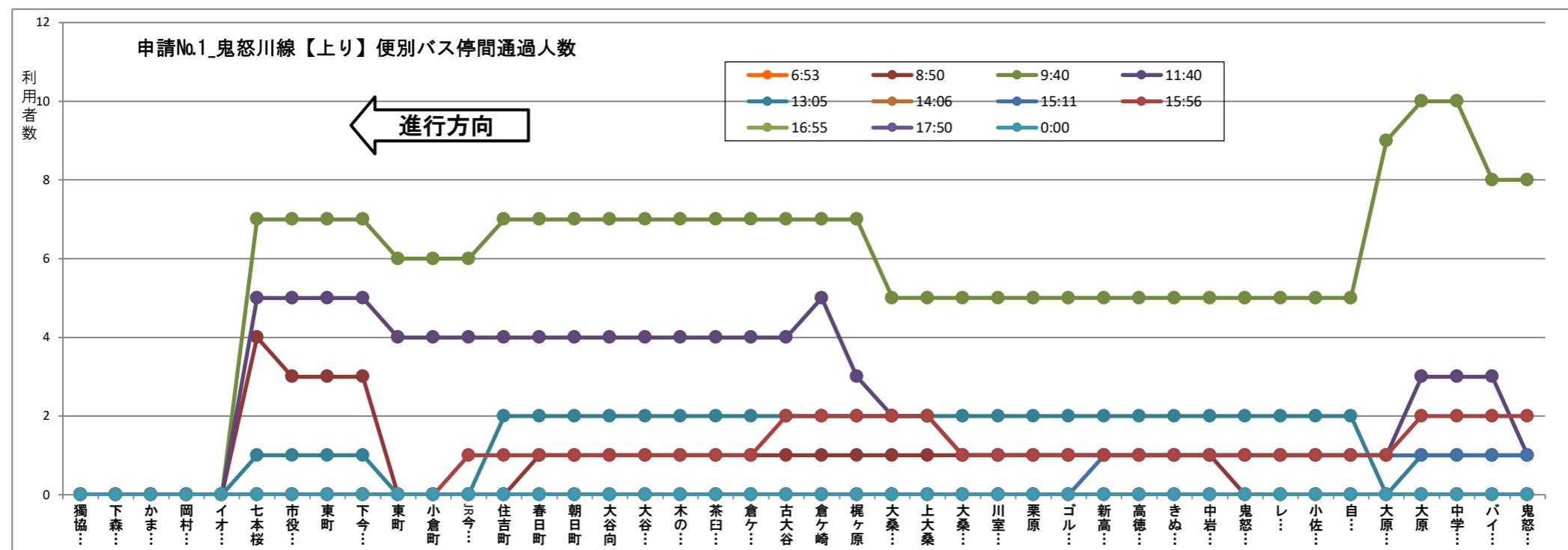
鬼怒川温泉駅～ 獨協医大日光医療センター		
鬼怒川温泉駅 発	時刻	獨協医大日光 医療センター 発
	6	
◎ ▲ 11	7	
	8	◎ ▲ 25
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
◎ ▲ 55	16	
	17	◎ ▲ 55
	18	
	19	
◎ 日曜・祝日 運休 ▲ 年末年始(12/30～1/3) 運休		

2023.1.4～

鬼怒川温泉駅～下今市駅～イオン今市		
鬼怒川温泉駅 発	時刻	イオン今市 発
	6	
	7	
50	8	
40	9	
	10	01
40	11	25
	12	53
05	13	
06	14	10
56 11	15	00
◆ 55	16	02 55
50	17	
	18	◆ 02 45
	19	
◆ 日曜・祝日のみ運行		







往路

鬼怒川温泉駅 → イオン今市・獨協医大日光医療センター

調査年月日 2025年6月13日(金)

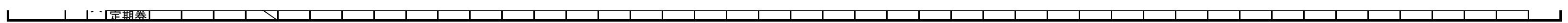
集計

復路

獨協医大日光医療センター・イオン今市 → 鬼怒川温泉駅

調査年月日 2025年6月13日(金)

集計



往路

鬼怒川温泉駅 → イオン今市・獨協医大日光医療センター

調査年月日 2025年6月14日(土)

集計

復路

獨協医大日光医療センター・イオン今市 → 鬼怒川温泉駅

調査年月日 2025年6月14日(土)

集計

往路

鬼怒川温泉駅 → イオン今市・獨協医大日光医療センター

調査年月日 2025年6月15日(日)

集計

復路

獨協医大日光医療センター・イオン今市 → 鬼怒川温泉駅

調査年月日 2025年6月15日(日)

集計

栃木県バス運行対策費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等（昭和47年栃木県告示第354号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。

ア 次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
- イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
- ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
- エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。
- 平均乗車密度×運行回数
- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。
- (15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

- 2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、隨時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。
- 3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 バス運行対策費補助金

(補助対象系統)

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- (2) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの
- (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
- (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
- (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの
- (6) 経常収益が経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの
- (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程－競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第3号の3様式による市町村負担額（第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村負担が生じるものに限る。）
- (4) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1／2に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適當であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

(1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
 - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
 - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
 - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。
(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

- (1) { (特定課題系統キロ当たり経常収益 - 基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益) + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用 - キロ当たり補助対象経常費用) } × 実車走行キロ × 20 %
- (2) (地域キロ当たり標準経常費用 - 乗合バス事業者キロ当たり経常費用) × 実車走行キロ × 10 %

- 2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。
- 3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。

2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1／2」を「1／3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年6月1日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月10日)

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和3年9月30日)

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月8日)

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和5年3月15日)

令和4年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和6年3月19日)

令和5年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和6年7月23日)

- 1 この要領は令和7年度の補助金から適用し、令和6年度の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和10年度限り、その効力を失う。

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
- (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）をいう。
- (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。

ア 次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設（総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。）を連絡する系統でないもの（国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。）に含まれるものを除く。）
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
- イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
- ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
- エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
- (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。
- (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをいう。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック（国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。）における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。）を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

（生活バス路線の指定）

第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に提出するものとする。

- 2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、隨時、第1号の2様式による生活バス路線指定変更申請書を提出するものとする。
- 3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更（以下「指定等」という。）を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

（生活バス路線の運行計画の作成等）

第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

（生活バス路線の指定の取消し）

第5条 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。

- (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
 - (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 生活バス路線維持費補助金

(補助対象系統)

第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領（平成13年11月30日交第99号）の補助対象外のもの
- (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの
- (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
- (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常費用に達していないもの
- (5) 経常収益が補助対象経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の11/20に相当する額に達するもの

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
- (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市

町村が補助する額（第6条第5号の額を除く。）を上限とする。

（補助金の交付の決定及び額の確定等）

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

（補助金の交付の周知）

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

（補助金の経理等）

第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取り消し及び返還）

第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（適用除外）

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

（特定課題系統の選定）

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。

3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

（改善計画の承認）

第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。

3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。

4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適當であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。

(1) 計画に記載した取組内容の妥当性

(2) 収支目標の適切性

5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。

(インセンティブ補助金)

第20条 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。

2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
- (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
- (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
- (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間（改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。）の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象経費の額)

第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。

(1) $\{ (特定課題系統キロ当たり経常収益 - 基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益 + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用 - キロ当たり補助対象経常費用)) \times \text{実車走行キロ} \times 20\% \}$

(2) $(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{乗合バス事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 10\%$

2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。

3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。

(1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。

2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。

(1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。

(2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。

(準用規定)

第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成14年3月12日交第153号)

1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、平成13年4月1日から平成13年9月30日までの6か月間とする。

2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。

- 3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。
- 4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。
- 5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成19年3月29日交第209号)

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月27日交政第238号)

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成22年4月21日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成23年9月12日)

- 1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月10日)

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和3年9月30日)

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月8日)

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和5年3月15日)

令和4年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和6年3月19日)

令和5年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和6年7月23日)

- 1 この要領は令和7年度の補助金から適用し、令和6年度の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、令和10年度限り、その効力を失う。